

市政ニュース 速報版

2018年2月5日 日本共産党 岡山市議団 NO. 229
 岡山市北区大供1-1-1 086-803-1707

ヤッター！

介護保険料 すえ置きへ

審議会で値上げ案を撤回→「現行通り」了承

2月5日の市保健福祉政策審議会で「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」が審議され、2018～20年度の3年間の介護保険料を、現在と同額にすえ置く案が了承されました。素案からの変更では、介護予防や状態改善の取り組みをさらに推進していくこと、基金から22.3億円充当することなどによって、保険料を抑えたとしています。

昨年11月に示された素案では基準額で240円の値上げとなっていて、そのままでは県内の市で最高額になる見込みでした。2月議会での議決で正式に決まります。

市社会保障推進協議会（市社保協）が、市民の声をもとに介護保険料や利用料の負担軽減を求めて要望してきたことなど、市民の運動が大きな成果を生んだと言えます。

党市議団も、予算要求や議会論戦などで市民の生活実態を取り上げ、負担軽減を求めてきました。

引き続き、安心して暮らし続けられる岡山市をつかっていくために、力を尽くします。

図表 介護保険料段階区分（平成30（2018）～32（2020）年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者	基準額 ×0.45	2,772円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.7	4,312円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.75	4,620円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.85	5,236円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円を超える	基準額	6,160円
第6段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.15	7,084円
第7段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額 ×1.25	7,700円
第8段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が190万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	9,240円
第9段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	10,780円
第10段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.0	12,320円
第11段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.25	13,860円
第12段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.5	15,400円

※介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額）から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額

国保料

引き下げ署名も急いで！

第一次提出 2/7(水)